

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方等の 後期高齢者医療保険料減免 簡易チェック表

1. 減免対象となる理由<<死亡、入院等>>

新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、又は重篤な傷病を負った

はい

いいえ

- ・主たる生計維持者とは、基本的にその方の属する世帯の世帯主となります。
- ・重篤な傷病とは、1月以上の治療を有すると認められるなど症状が著しく重い場合です。

2. 減免対象となる理由<<収入減少>>

主たる生計維持者の収入が、新型コロナウイルス感染症の影響により減少した

はい

いいえ

➡ 減免に該当しません

主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入のいずれかの収入が令和元年に比べ3割以上減少が見込まれる

はい

いいえ

➡ 減免に該当しません

主たる生計維持者の前年の所得の合計金額が1,000万円以下である

はい

いいえ

➡ 減免に該当しません

主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等以外の前年の所得の合計金額が400万円以下である

はい

いいえ

➡ 減免に該当しません

減免が受けられる可能性があります。

- ・添付書類と一緒に減免申請書を提出してください。
- ・減免額の計算式は裏面をご覧ください。

※前年とは、平成31年1月1日から令和元年12月31日までのことです。

減免額の計算式

減免対象となる保険料は、以下の表の計算式によって求められます。

対象保険料額【表1】 × 減額または免除の割合【表2】 = 保険料減免額

【表1】

対象保険料額 = (ア) × (イ) / (ウ)

(ア)：同一世帯に属する被保険者について算定したそれぞれの保険料額

(イ)：世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額
(減少することが見込まれる事業収入等が2つ以上ある場合はその合計額)

(ウ)：被保険者の属する世帯の主たる生計維持者及びその世帯に属するすべての被保険者について算定した前年の合計所得金額

※前年とは平成31年1月1日から令和元年12月31日までのことです。

【表2】

世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額	(エ)：減免割合
300万円以下の場合	全額(10分の10)
400万円以下の場合	10分の8
550万円以下の場合	10分の6
750万円以下の場合	10分の4
1,000万円以下の場合	10分の2

※主たる生計維持者が失業または事業等を廃止した場合は、前年の所得額に関わらず、減免対象となる保険料の全額が免除されます。

＜参考＞減免の計算例

◎対象者の例

75歳以上の夫婦世帯（世帯の主たる生計維持者：夫）
令和2年の夫の事業収入が前年よりも30%以上減少する場合

●世帯内の対象者（夫婦）の令和2年度の保険料額（想定）

夫：14万7,800円 妻：4万4,000円 …(ア)

●世帯全体の前年の所得合計額(①+②) 180万円 …(ウ)

夫：事業所得 100万円 …(イ)、年金所得 70万円 ⇒ 合計 170万円 …①

妻：年金所得 10万円 …②

※主たる生計維持者である夫の前年における所得の合計額(① 170万円)が300万円以下であるため、減免割合は10分の10を適用。…(エ)

◎令和2年度保険料の減免計算

(ア) 保険料額：夫 147,800円 妻 40,400円
(イ) 減少が見込まれる収入に係る前年の所得額：事業所得 1,000,000円
(ウ) 合計所得金額：1,800,000円
(エ) 減免割合：10分の10

	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	
減免額	夫：147,800円	× 1,000,000円	÷ 1,800,000円	× (10/10)	≒ 82,200円
	妻：40,400円	× 1,000,000円	÷ 1,800,000円	× (10/10)	≒ 22,500円
減免後令和2年度保険料額	減免前保険料額(ア)	減免額			
	夫：147,800円	－ 82,200円			= 65,600円
	妻：40,400円	－ 22,500円			= 17,900円